

令和5年度 第4回 犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会

日時:令和5年11月29日(水)  
午後2時00分から  
場所:4階401会議室

◆出席者

井口会長、宮田副会長、吉田委員、河村委員、永田委員、押谷委員、紀藤委員、平手委員、飯坂委員、馬場委員、上垣外委員、深堀委員

欠席者

内藤委員、伊藤委員、宮崎委員

事務局

高木健康福祉部長

(高齢者支援課)

前田高齢者支援課長、粥川高齢者支援課長補佐、小池高齢者支援課長補佐、山本高齢者支援課課長補佐、村瀬主査

(健康推進課)

西村健康推進課長、野村健康推進課長補佐

(防災交通課)

伊藤防災交通課長

傍聴者 なし

◆次 第

1. あいさつ

2. 報告・協議内容

(1) 第10次高齢者福祉計画・第9次介護保険事業計画(素案)に関する意見の募集結果について

(2) 第9期介護保険料基準額の見通しについて

3. その他

コミュニティバスについて

## ◆議事内容

### 1. あいさつ

#### 事務局

それでは会議を始めさせていただきます。本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまより、令和5年度第4回犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会を開催いたします。

それでは、さっそくお手元の次第に沿って会議を進めてまいります。この委員会の会議録は、犬山市附属機関の会議の公開に関する要綱第5条第3項に基づき、会議録等を公開させていただきます。そのため、議事録の作成上、ICレコーダーを使って議事録を作成しますので、会議の発言の際はお一人ずつということをお願いいたします。また、第4条に基づき傍聴を認めておりますが、今回、お申し込みはございませんでした。なお、議事録につきましては、今年度、計画策定業務委託の受注者であります、株式会社名豊の担当者がさせていただきますので、併せてご了承ください。

それでは、協議に先立ちまして、事前に配布させていただいております、お手元の資料の確認をさせていただきます。今回事前に資料をお送りした際、三つ折りで資料をお送りしたため、本日、机の上に改めて一式ご用意させていただきました。こちらの資料で確認をお願いいたします。

#### (資料確認)

今後の議事につきましては、規則第4条により会長が議長となりますので、井口会長に進行していただきます。井口会長、よろしくをお願いいたします。

### 2 協議事項

(1) 第10次高齢者福祉計画・第9次介護保険事業計画(素案)に関する意見の募集結果について

#### 井口会長

それでは、ここからの会議の進行は私が務めさせていただきます。概ね1時間30分程度を予定しています。

本日は、伊藤委員、宮崎委員より欠席とのご連絡をいただいております。委員15名中12名の委員にご出席いただいております。犬山市高齢者保健福祉事業推進委員会規則に規定する会議開催の要件であります、過半数を越す委員が出席されておりますので、本日の委員会が成立することをご報告いたします。

それでは、会議録の署名者の指名をさせていただきます。資料1の委員名簿の番号2、4の宮田委員と河村委員の2名とさせていただきます。よろしいでしょうか。

一同 (異議なし)

井口会長

それでは、協議事項（１）第10次高齢者福祉計画・第9次介護保険事業計画（素案）に関する意見の募集結果について事務局から説明をお願いします。

事務局

本日配付しました資料3をご覧ください。第10次犬山市高齢者福祉計画・第9次犬山市介護保険事業計画（案）に対するパブリックコメントを実施しました。実施した後のご意見の内容と市の考え方について報告させていただきます。募集期間は令和5年10月28日（土）から令和5年11月19日（日）まで実施しました。公開場所は、市ホームページと市の公共施設です。公共施設につきましてはお手元の資料の上段、公開場所に書いてある施設となります。期間内に提出されたご意見は合計4件ありましたので、順に意見・提案と市の考え方の方をご報告させていただきます。

1点目です。高齢者福祉計画に対するパブリックコメントへの意見ということで、「高齢者が気軽に日常の生活用品が購入できる様なショッピングストアの誘致。他市町まで毎日出かけるのは非常に辛い。」という意見でした。市の考え方としましては、商業施設の誘致に関する事業については、当市では、本計画の上位計画である「第6次犬山市総合計画」や、当市の都市計画の総合的な指針である「都市計画マスタープラン」において、住環境・インフラに関連する取り組みの方向性を記載しており、高齢者に限らず、市民の買い物等の利便性の向上に向け、当該方向性に沿ってできるところからそれぞれの部署で検討を進めています。

2点目です。パブリックコメントの案の26ページ、高齢者タクシー料金助成事業になります。「高齢ドライバーによる事故の報道をよく耳にする機会が増えました。上記事業の利用開始年齢の引き下げと、内容の改善がされれば、市内高齢者の外出機会の増加、事故の減少、認知症予防等、高齢者の生活の質が向上されると思います。ご検討下さい。」ということでした。市の考え方としましては、「今後、高齢化率は上昇していくと見込まれるため、高齢者の足を確保することは重要であると考えています。第10次犬山市高齢者福祉計画・第9次犬山市介護保険事業計画では、高齢者タクシー助成事業を引き続き実施していきます。また、高齢者タクシー助成事業の今後のり方については、当市の地域公共交通全体の中で一体的に検討しているところです。」となります。

3点目になります。12ページ、2行目「誰もが育ち、楽しみ、活躍できるまちへ」ということで、案にありました基本理念の言葉を書かれているものでした。激励ですとか、当市の計画を後押しする意味合いと捉え、市の考え方を書かせていただいております。本計画の上位計画である「第6次犬山市総合計画」の基本目標のひとつ「誰もが育ち、楽しみ、活躍できるまちへ」に向け、歴史、文化、自然などの魅力が豊富な犬山市で、多様な人たちがこのまちで成長しながらイキイキと健やかに暮らすことができるよう、まちづくりを進めています。本計画においても、高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら様々な分野で活躍し、いつまでも健康で生きいきと生活できるよう、社会参加や生きがいづくりを推進し、高齢者本人の元気の維持に繋げていきます。ということです。

4点目ですが、「全般を読ませて頂き、市としてこうも沢山の支援策を講じているのかとビックリした次第です。知らないことが多くありました。広報等で流れている情報が市民にどう伝わっているのか把握されているのかが鍵かと思います。事例をもって口頭で説明が聞ける場所が欲しいと感じます。住みたい町、住んで良かった町、犬山とする為に！」ということです。市の考え方としましては、本計画の施策を市民の方々に知っていただくため、行政の声をお伝えする機会のひとつとして、現在、市で実施している「生涯学習まちづくり出前講座」のメニューに加えるなど、市役所職員が直接伺い、本計画の施策について説明する場を設けられるよう検討していきます。となります。

以上ですが、事務局からの説明になります。

井口会長

ただ今の意見に関しまして、ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

上垣外委員

ただ今の市の考え方、4の項目ですけれど、出前講座について、というのがありますが、私、しばらくぶりに、直近の出前講座を見させていただきました。そうしましたら、認知症に関する講座が以前はあったと思いますが、その項目が消えてしまっているというふうに認識したのですが、この辺は見直しの中で削除したのか、なぜ削除したのかというところ、少しお聞きしたいのですが。

事務局

ご質疑にお答えいたします。前回の委員会でも似たようなご質疑があったかと思いますが、まずご質疑が過去にあったかどうかについては、今の時点ですぐにお答えができないので、確認をさせていただきたいと思います。現在の認識としましては、認知症に関するものは、認知症の養成講座ですとかそういった講座がある関係で、出前講座のメニューとしては入れていない形になっております。もしご希望があれば認知症サポーターの養成講座、そういったものを受講していただくということで、出前講座の方には入っていない状況になっております。

井口会長

よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

飯坂委員

意見の1番の中で、特にショッピングゾーンの問題が出ておりますけれども、清水屋さんが撤退してから、いろいろな誘致活動は行政がやっているのはよく知っているつもりです。ただこの前、ヨシヅヤさんの方のネットスーパーの問題がいろいろ、題材的にPRされておりますけれども、これの具現化について、ヨシヅヤの店長も含めて、あるグループが話し合いをしました。この辺の、既存のスーパーに対する行政の具体的な補助とか指導と

言いましょうか、例えばネットスーパーをやるためには相当の問題点があるわけです。我々が勉強した範囲では。カードがなければいけない、登録口座がなければいけない、当然スマホをやらなければいけない、パソコンをやらなければいけない。いろいろな問題がありますので、その辺は今既存のスーパーがやろうとしている市民サービスをやろうとしていることに対して、どういうサポート、或いは補助をしているのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

#### 事務局

今のご質問に対してなのですが、まずどんなサポートをしているかということになると、今、市でお金を使っているというところになるかと思うのですが、その部分ではありません。例えば、清水屋さんがなくなってしまいましたけれど、その耐震がなかったもので、耐震に対する補助のメニューや、商売とは別の次元での支援するようなメニューというのは市にありました。ただ、委員がおっしゃっている、スーパーとしてそれを続けるためのダイレクトなサポートはありません。今後の話ということになると、市全体のまちづくりということになってきますので、この高齢者福祉計画の範疇をちょっと超えてくることとなります。本委員会以外の場で検討が進んでいくものだと認識をしております。

#### 井口会長

よろしいでしょうか。

#### 飯坂委員

もう一つお願いします。いただいた意見の2つ目ですけれど、高齢者タクシーの料金、これはいつも出ますけれど、どの辺の時間軸でこれが今の条件よりもアップした、高齢者に提供できるか、時間軸をちょっと示していただきたいと思います。それと具体的に今ドライバーが減って、私も拾おうとしても、よその都市でもなかなか見つからないという形で、既存の名鉄さんにしろ、いろんなタクシー業界からの要請もあると思いますけれども、例えばライドシェアというのも言葉がいろいろ使われております。そういう健康な市民が、簡単にドライバーをやって、稼ぐといえれば変ですが、明日のお手伝いをするというようなことは、もう目の前に迫っている問題だと思いますけれども、この辺のライドシェアとかその辺のプロのタクシー会社から独立した、また別のシステムもこの犬山の中に、起こすような計画とか、その辺の見通しはどのような感じでしょうか。

#### 事務局

3点のお尋ねですが、まず、時間軸のところは意思決定及び予算確保ができ次第ということになります。今現在、まだ内部でも意思決定ができておりません。ただ、確実に議論というのは進めておりますので、内容も含めて固まった段階で、この場でご報告をさせていただきます。

それから2点目のドライバーです。先ほど3点目のライドシェアとも関連するのです

が、このタクシーの見直しに当たって、民間の事業所の方と意見交換をするような機会というのを設けさせていただいております。その中で事業所によって異なっていて、ある事業所ではドライバーが足りないと言っているところもあれば、他の事業所では、30代の若い方もちゃんと採用できていると。業績にあっても、なかなかコロナ前に戻らないというところもあれば、もうコロナ前まで戻っているというところもあって、事業所によって異なります。感覚的な話をすると、駅前をご覧いただくとわかると思うのですが、確かにタクシーというのは減っているなど私個人としては感じておりますので、人員不足というのはドライバーに限らず当市の職員も含め、全国的なマンパワー不足というところがあります。ここは市としてどうこうできる部分ではありません。例えば、タクシーの助成を、今飯坂委員がおっしゃったような、仮に拡充していくということになった場合には、当然需要というのは増えるわけですから、その需要が増えれば、供給というのは追いついてくるのではないかと考えています。

3点目のライドシェアです。ライドシェアについてもこれも事業所によって捉え方が違って、ドライバーさんが足りないところではそういうのもありなのではないかと。住み分けというのができると思うものですから、ライドシェアというものに関して好意的に捉えているところもあれば、ドライバーさんが確保できているような事業所さんだと、利用者の方の命を預かるわけですから、厳しい講習、一定の資格とか経験を積んだ方ではないと、誰でもができるライドシェアというのは、ちょっと危険ではないか。そんな簡単にできるのであったら、タクシーなんか要らないのではないか、みんながそのようにやればいいのではないかという否定的な意見もあり、また、国の方もまだはっきりとしたことが明らかになっていません。業界によってとらえ方は様々ですが、今後注視していくということになりますので、当市としても見守っていきたいと考えているところです。

井口会長

ほかにございませんか。次へ進みます。

(2) 第9期介護保険料基準額の見通しについて

井口会長

次に、第9期介護保険料基準額の見通しについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

高齢者支援課の村瀬からご説明をさせていただきます。お手元の資料のA3の大きさの資料4をお開きください。資料のご説明に移る前に、まず前回の委員会において決まりました内容を改めて確認させていただきます。平成30年から令和4年までの増減の推移を活用しまして、次の第9期の保険料で賄うべき介護保険サービスの提供に必要な金額というものを計算しました。また、この3年間の必要な金額を考慮した保険料の基準額というものについては、基金を活用して、第8期と同等程度を目指すことも確認いたしました。ここまでが前回の委員会のところで決まっている部分なのですが、今回の委員会においては

さらに細かい所得段階ごとの保険料の部分をご説明させていただきたいと思います。

まず書面の左上、〈現在の各所得段階ごとの保険料（年額）〉というところがあります。こちらは実際に令和3年から5年にかけての保険料の一覧となっております。収入や所得の状況に応じて、段階ごとに保険料が細かく分けられております。具体的には第1から第13の13段階で構成されております。段階ごとに保険料の基準額に対して倍率というか、何倍というのをかけて、具体的な保険料という形が積算されるという流れになっております。標準的な段階となるのは、第5段階で、ここがちょうど1.0倍の倍率になります。この1.0倍をかけますと1年間で57,300円。皆さまに納めていただく介護保険料になります。一方で所得があまり多くない方、具体的には第1段階ということで一番低い段階ですと、ここが1.0から0.3という数値になりまして、保険料になると年間17,200円。一方で所得の水準が最も高い方、第13段階ですと、倍率が2.0という形になりまして、年間の保険料が114,700円というようなこの第1から第13の段階ごとに保険料というものが所得に応じて構成されているというふうにご認識いただければと思います。こちらはあくまでも第8期の部分になるのですけれども、これを第9期にかけてどのような段階の設定にするのかというところが、本日ご説明をさせていただくところになります。

資料の方、右側のところに移っていただきますと、国算定システムの標準案〈各所得段階ごとの保険料（年額）〉というものがございます。こちらの方が国の方も今現在もまだ、目下こちらの所得段階の構成については検討中というところで確定していませんが、国が今算定のシステムで標準的に用いている段階の数字がこちらの数字になります。具体的に今と比較してどう変わるかというところをご説明させていただきますと、まず所得の方が第1から第13までありまして、所得の金額というところで、第9段階を見ていただきますと、合計所得が410万円以上という形になっております。前回の第8期の方ですと400万円ということで10万円の差があります。続いて第10段階ですと500万円というのに対して、今は600万円。第11段階は国の方では590万円、今は800万円ということでここから第13段階までそれぞれ所得の水準というものが、調整が入っております。その所得の段階も変わりますし、さらに隣のところの、倍率の部分なのですけれども、第5段階については1.0で数字は変わらないのですが、第1段階が0.3から0.275、一方で第13段階を比較いたしますと、もともと2.0だったのが、国の新しい基準では2.4という数字の方が出ております。実際にこの倍率というものを年額に落とし込むと如何なるのかというところなのですが、保険料年額、第1段階ですと16,200円、第13段階ですと141,500円ということで、第8期の数字と比較いたしますと、第13段階で26,800円、第12段階でも26,600円でおおよそ3万円弱くらい、基準額は一緒であったとしても、この所得段階の倍率が変更されることによって、所得の状況に応じて、保険料というものが上がってしまうというような形のものが今の国の案となっております。

国は高所得者層、具体的に言うと第9段階以上の方々に対して、応分の負担をしてもらうというのが考えのもとになっておりまして、この倍率というのは所得が多ければ多いほどもう少し負担してほしいというものです。また、具体的に国は9つの案を今考えておりまして、どの案だとしても、第13段階を見ていただきますと、2.1から2.6と、今の2倍

と比べると一番高い所得の人たちは増えてしまう。高所得者層に対する応分の負担を求めるといふ考え方についてはどの案をとっても国としては、考えは一貫しているということがわかります。

ここまでの国の案という形になるのですが、続いて国が考える高所得者層に対して応分の負担をしてもらうという考えに対しまして、犬山市として準備したものの説明となります。事務局としては今8期、次回の9期、その前の第7期からすでに高所得者層の方に対する応分の負担という考えをもとに、既に負担をいただいているということがございまして、既にいただいている高所得者層からさらに負担を強いるというのは、ちょっと適さないと考えております。段階ごとの所属基準を今現在の時点の同じ数字、保険料率の倍率を一番下が0.3倍から一番上が2.0倍という数字に何とか収めまして、ただ所得の基準といたしましては、第9段階を国と同じように400万円を410万円にする、第10段階600万円を500万円にする、第11段階800万円を590万円にすると、所得の基準については、概算所得の基準については国を倣うのですけれども、倍率については引き続き今の形を堅持することによって、当然年によって所得も変わってまいりますので、所得の段階の基準を超えてしまったり、下回ってしまったりすると、保険料が変わってしまうのですが、同じ段階にある限りにおいては、保険料は上がらないという形で調整できないかと今犬山市案としては考えています。こうすることによって高齢者全体に過度な負担を強いることなく、介護保険制度を維持できればということを考えておりまして、一番下のところにもあるのですが、基金を活用することで、こちらについても今よりも負担感が極力高まらないような調整ができればということは今考えています。

また、段階ごとの倍率については、地方自治体で勝手に触っていいのかと思われると思うのですが、現行の法令では各市町村に委ねられているというところがございますので、第9期、引き続きそういう判断が認められるものということ想定し、犬山市としてもご準備をさせてもらっている次第です。今後、国が9つの中のどれを選ぶのか、あとは法令というものがどう改正されてくるのかというのが、そうするとまた条件が変わってしまうことによって犬山市案が変動する可能性はありますが、現時点分かっている情報で、極力市民の方たちに対して負担感を強いることがないようにということで、今犬山市案としてこのような形をご提示させていただきました。説明としては以上となります。

井口会長

ありがとうございます。ご質問・ご意見ございますか。

飯坂委員

前の会議の時に、第8期の介護保険料の事業計画期間の保険料というのをいただきましたが、県下の中でどの辺に位置づけされているかという示しがありまして、私も質問させていただきましたが、保険料が低いなど。保険料の低さがサービスの低さではないかと。おかしなことを言いましたけれど。そういう視点で捉えるのではなくて今日のご説明からいくと、このまま4,783円ですから、×12になると57,300円になるのですか。



事務局

そうですね。年額とすると 57,300 円になります。

飯坂委員

変わっていないということですね。はい、わかりました。この中の本人非課税ということですが、第5ランクは。これはどういう理解でいいのでしょうか。この大きな大区分の中では本人非課税の中で。

事務局

本人非課税というのが、課税・非課税となるのは年間の収入額で一定の収入を越えますと、課税となりまして、一定の収入以下だと非課税という形になるのですけれども、第5段階の方の想定といたしましては、本人の住民税が非課税となります。

飯坂委員

年金をたくさん貯めているからどの年金が非課税かと。市民税が非課税ですね。

事務局

市民税が非課税です。あと本人様は市民税が非課税なのですが、世帯内に、ご家族様で市民税が課税の方がいらっしゃると、課税世帯という扱いになりまして、収入の条件に応じ80万円を超える方というところで、第5段階という条件になります。

飯坂委員

わかりました。ありがとうございます。

井口会長

他にご意見・ご質問はございませんか。これは、国は何を指示してくるのですか。

事務局

国が今時点言っているところとしましては、高齢者に対しても応分の負担を求めることによって、今の1から13という段階のこの数字のどれかで保険料の段階を決めるから、それを念頭に考えてくださいとしか国としては言っていないのですが、基本的には高齢者に対して、今以上に、高所得者に対してもう少し負担していただきたいというのが国としての考えという形になります。

井口会長

年末には決めるということでしょうか。

## 事務局

補足をさせていただきますと、今会長がおっしゃったことの背景なのですが、今後、給付費は増えていくだろうと。例えば当市の人口、高齢者は今減少に転じています。ただ一方で高齢化率というのは増えています。令和7年には団塊の世代が全て後期高齢者、つまり75歳に達して、当然65歳と75歳、或いは85歳、年齢を重ねることにお体が弱っていくものですから、人口、高齢者が減ったとしても高齢化が進めば給付費は増えるだろうと。もう一つが現在明らかになっていないのですが、介護報酬です。今、飯坂委員がおっしゃったように、この保険料というのは、向こう3年間で市民の方がどれくらい介護サービスをお使いになるのか、その費用の半分を保険料で見ましよう。ざっくり言うとそういう形になるものですから、結局どれくらい使われるかというのは単価がわからないとはっきりわかりません。今のところは来年の6月に報酬を改定すると言われていています。ただ、いったん4月からの保険料を決めた一方で、6月に報酬の改定があつて、やり直しますから、7月から値上げします、なんてことはこの委員さんの立場で言えないと思いますので、その辺の備えということも含め、負担をできるだけ抑えるという部分と、向こう3年間のバランスを取ったものがこの保険料ということになります。国からの話としては、介護報酬が上がるのはもう間違いないです。特に介護現場のマンパワー不足というのが、先ほどのタクシーのドライバーと一緒に、介護現場も顕著です。よく言われているのは介護現場の給料の低さとかそこら辺をとということが議論されていて、例えば最低賃金、今千円を超えていますね、愛知県。3年前と比べてみると100円上がっているのです。これは率にすると10%くらい上がっています。介護報酬は基本的に3年ごとに改定されるので、次の介護報酬の改定でアップされることを我々としては備えなければいけない。不透明な中ではありますが、このご時世なものですから、負担増というのを避けつつ、なおかつ途中での混乱も避けたいといけないというような折衷案が、落とすどころになっているのかなと思っています。

もう一つですが、国の応分の負担についてです。もともと国の今の標準は9段階ですが、当市はすでに13段階ということで、高所得の方には、負担をいただいています。全国に先駆けてというか、全国でもそういうところが多いのですけれども、国の考えに先駆けて当市ではすでに低所得の方を、高所得の方が支えているというような形になっています。これを国が言うとおりに上げていくというのは既にご負担いただいている方に、さらなる負担を強いることとなりますので、事務局としては適切ではないということで、現在の数字はそのまま維持し、基金についても負担増を押さえて、なおかつ今後介護報酬の改定等々に備えるというのが当市の考え方です。もちろん人によって所得が変わる方もいらっしゃいますし、所得階層も変わってきますので、それによってスライドする方というのは出てくるかもしれませんが、基準額、どの階層になっても金額の変動はなしで、これから何があるかわかりませんが、3年間の間はこの保険料を堅持していきたいというような考えで設定させていただきましたので、ご理解をいただければと思います。

井口会長

他になにかご意見いかがでしょうか。

飯坂委員

先ほど基金の問題が出ましたけれど、念のためですけれども、いろいろ国の方もお金が無くなると国債を発行して、どんどん目の前にお金が飛んでくる人もいるでしょうけれど、そういう意味ではうちの犬山の介護保険についての基金は、年々増えているのですか、減っていつているのですか。

事務局

ざっくり言うと増えています。現在の残高が、年度末の想定で7億5,300万円あります。もしもこのままいくということになればどれくらいの基金を使うのかという話になるかと思いますが、約2億5,000万、要は7億5,300万のうちの2億5,000万、1/3を使って、保険料の額を現状維持したいというふうになります。つまり5億円を備えとして残すというようなことになります。その5億円というのが、なかなかぴんと来ないかと思えますので、一つものさしになるかもしれませんのでご紹介させていただきますと、現在当市で年間にどのくらい介護のお金を使うかというのを、なかなか皆さん予算書とかをご覧にならないと思うので、イメージできないかもしれませんが、年間約54億円です。54億円の給付費というのを、今年度の予算ベースでお支払いをするという想定をしております。ですから月に直しますと、4億7,000とか8,000ということになります。そこからすると5億円持っていたとしても、ひと月分足りなくなった場合は、それで賄うことができるのですが、ふた月分もないわけです。しかもその介護保険のパンというのとは3年間ということになりますので、3年間36ヶ月のうちのひと月は仮に見込みと現実が異なって、ずれたとしても基金で何とかやりくりができるのですが、本当は財源構成とかがあって、もっと細かな話になるのですが、ざっくりイメージで捉えてください。36ヶ月のうちのひと月分くらいの蓄えしかないということからすると、決して事務局としては多いとは考えていないので、それよりも先ほど申し上げた介護報酬の改定という部分が、我々としては危機感というのか、上がるであろうというような考えを持っておりますので、それに備えるという意味からすると、5億というのが決して高いというふうには思っていないということです。お尋ねからはちょっと脱線しましたが、お尋ねの回答としては7億5,000くらいですというお答えになります。

井口会長

他にございませんか。

飯坂委員

良かったらもう一つお願いします。資料を見させていただくと非常に勉強になるのですが、特に保険料率が変わりませんということですのでけれども、先ほどの説明ですと応分負担

が基本ですと。高額所得、そういう意味では犬山市は、国は9段階でやっているけれど、13段階まで上の方に伸ばしたということですね。これが例えば15段階までもっていった場合、料率が変わらないけれど、問題はこの料率でやっているところ、例えば1のところは何%くらいいて、今の2のところ、アバウトで結構ですけど、この5段階の料率1のところ、納税者の中の何%くらいで、2のところは何%か、アバウトで結構ですけど、どういう感じなのですか。

事務局

税制的な話というのは、材料としては持ち合わせてないのですが、国の標準でやっているところは半分もないと。つまり9段階でやっているところは半分もないというようなことは情報として得ています。この場では材料としては持ち得ませんので、何かタイミングがあれば県下の状況位は調べさせていただいて、どこかのタイミングで情報をお出ししたいなというふうに思います。

飯坂委員

今標準のところはアバウト50%超えるでしょう。上の方と下の方、どちらの方に振れているのですか。もちろん上ですか。

事務局

その9段階を15とか16にしているところもありますので、なので13にしているところもあれば9のままで行っているところもあればそれは団体によってバラバラです。

飯坂委員

大体上の方ということですね。

事務局

当市も国の標準だと一番上の倍率が1.7なのですが、今ご案内のとおり2.0になっていますから、本来は国どおりにやっていけば、犬山で一番お金持ちがいたとしても、1.7倍で済んでいるところを、犬山では2.0倍、お支払いいただいているような格好になりますので、この2.0よりも高くやっているところもあるでしょうし、或いは1.7を維持するのだけど、細かくやっているところも。先ほど担当が申しあげたように、ここは弾力というか、市の裁量で変えることが、もちろん変えられるところ、変えられないところ、あるのですが、上の方は変えることができますので、地域の実情に応じてそこら辺は変えていると思いますので、繰り返しになりますがちょっと具体的なお答えはちょっとこの場ではできないのですが、また改めて調査をさせていただきたいと思います。

飯坂委員

ありがとうございます。

## 平手委員

すみません。ちょっと聞きたいのですが、倍率のところは9期にかけては今の第8期と変わらないとおっしゃったのですが、所得の段階のところで見ますと、今までは1,000万円以上が2.0でしたのが、今度は680万円を境に1.9になるか、2.0になるかということなのですが、かなり所得が低く見積もられています。今物価高ですごく生活が大変だと思う中で、この680万円を2.0にしたということが市民の理解を得られるでしょうか。

## 事務局

そうですね。今おっしゃられたように国としても今まで1,000万円というところ、1,000万円は犬山市の基準ではあるのですが、国として680万円というのを一つの区切りにしてきたというのは、やはり一つ、本当に高所得者層への負担というところを考えているところだと思います。犬山市といたしましても、基金等で調整する中において、この680万円のところは、国基準をベースに考えようというところで、案を作らせていただいているところでもあります。

## 事務局

もう一つは、ここは所得であり、収入ではありません。例えば年金であれば控除があるということで、課税の対象になる額として680万円ですので、人によって異なるとは思いますが、年収ですと1,000万プレイヤーだとか、もっと高い方ということになりますので、理解が得られるかということになれば、誰しも高く払うことを喜ぶ方はいないと思います。そこは難しいわけですが、元々この1,000万というのが、国の基準が9段階のところ、当市が独自に増やした部分ということになりますので、その時点ではものさしがなかったのです。この段階では6年前から採用されています。お調べしたのですが、ちょっとその検討の経緯というのがわからなかったのも、1,000万円をどこから持ってきたのかわからなかったのですが、今回私共が、平手委員がおっしゃったように、この数字に下げるといえるか、厳しくするというのは、市にはよりどころが何もないのです。このタイミングで難しい判断ではあるのですが、ここの所得段階の基準に関しては、国のものさしを採用させていただきたいと考えたという状況です。市民の理解が得られると言われるのが難しいのですが、苦渋の判断だということで、ここにおられる皆さんはご理解いただきたいと思っております。

## 井口会長

よろしいですか。

## 上垣外委員

たまたま2、3日前に仲間と話しているときにこの介護保険料の話が出まして、「介護保険料が高い。」と。私はすぐに反論しまして、「いや、ある会合に出てお聞きしたのですが、犬山は県下でもトップクラスに安いのだ。」と。「えー、そうなの。」とか言って、一般市民

の方はその辺がなかなか先ほどのやったことを、市民にいかにかに伝えるのかというような所にもあったのですが、こういうことが一般の市民に伝わっていない部分があると思うのです。ただ、今回のこれを見ますと、やはり犬山市は相変わらず料金を上げないで、県下でも素晴らしい安い市になると思うのです。という意味で、なんで犬山は他に比べて安いのでしょうか。どういう原因でこうなっているのでしょうか。ちょっと伺いたいと思います。

#### 事務局

一番は市での要因なのですが、お金を使わないのです。先ほど申し上げたとおり、介護保険料というのは向こう3年間、どれぐらいの介護保険のサービスをお使いになるかというところの半分を、1号、2号、要は65歳以上の方と、40歳以上の現役世代の方で、ざっくり言うと1/2をご負担いただくので、元々かかるお金が少ないというふうに見込んでいるから、安い。では、それは何でだろうというようなところになるかと思いますが、認定率が低いのです。高齢化率は高い方で、認定率は低いのです、犬山市は。ですので、そのところでこれが市民一人ひとりの努力の結果という部分と、この場でご議論いただいて、今後の高齢者施策をどのようにしていこうかということでこの計画は出来ていますが、それでも成果が出ているのかなと思っております。

#### 事務局

高齢化率と認定率についてですが、令和4年の10月1日時点にはなりますが、高齢化率は全国平均で29.1%、愛知県が25.6%、その時点での犬山市は29.3%。認定率につきましては、令和5年の3月末時点で、全国平均19%、愛知県が17.8%、犬山市が15.9%ということで、高齢化率は高いのですが、認定率は低いという状況になっております。

#### 飯坂委員

よろしいですか。今の質問に対しての回答で、特に高齢化率が高く、認定率が低いということは、これはボーダーにある人にとっては厳し目で、本来介護保険を使って、医療行為でいいのですが、防災対応やりたいのだけど、やれないという人が大勢くるでしょう。逆なのですか。普通常識的には高齢化率が高ければ認定率も高くなりますね。薬もたくさん飲みますよね。そういう人が申請したけれども、認定されないと。要介護であるべき人が要支援に収まっているとか、そういう行政の厳しさの表れと違いますか。どうなのでしょう。その辺は。

#### 事務局

介護認定審査会というところで、判定をしているのですが、当市は、宮田副会長が介護認定審査会の会長としてやっておられるのですけれども、事務局としては県下でもトップクラスにしっかりできていると私は自負しております。毎年、県からも視察に来るようなくらいで、お医者様の意見書も含めてということになります。厳しいというよりもきちんとしたものさしを持って審査し、必要のない人は当然出ないということになりますし、

本来出る人を出さないだとかそんなことは絶対ないというふうに、担当課長としては申し上げます。認定はすごく厳正に、適正にやっていただいていると私は思っております。できていると自信をもって事務局としてはお答えできますが、市民の方が努力をされて、或いは周りの方のサポートがあつて、介護保険を使わずともやっていけるような状況、或いは介護になる前の要介護がうまくいっていると。まだまだ十分かと言われると十分ではないかもしれませんが、少なくとも他団体に比べると、介護予防の取り組みというのは、介護予防というのは何も運動するとかそういうことだけでなく、医療とかも含めてということになるかと思いますが、当市というのはお医者様やいろいろなところの力を借りて、市民の介護予防というのはできているのではないかと。はっきりとしたお答えはできないのですが、認定率が低いということは私としてはそのような理解をしています。

#### 河村委員

事務局をサポートするわけではないですが、やはり認定の審査会は厳しい基準があつて、それに基づいてやっているのだから、特に厳しくするとか、優しくということではなくて、平均的な審査の基準というものがあります。医者だけではなくて、多職種が立って審査会があるので、いろいろな目でサポートしながら、ちゃんと基準をやっているのだから、犬山だけ厳しいからそうなっているわけではなくて、例えば我々整形外科は介護を予防するためのものをどうしたらいいのかということで、いつまでも歩けるように、皆さんにしっかりと足腰を鍛えていただくように日頃から指導もしていますし、そういうものが、効果が出てきて、要介護になってくる人を減らしているという、そういうふうにはやはり見た方がいいのではないかと思います。

特にまた犬山はどちらかというところ、ほかの市よりも核家族化というよりは、ある程度は家族で住んでいるところがあつて、いろいろサポートも受けられます。やはり名古屋とかそういうところへ行くと、単独で独り暮らしの人が多いため、やはり介護の世話にならないと生活できない人たちも多いと思います。だから他市に比べて犬山はそういうところで恵まれているのではないかと思います。審査の方、あまり使わないからというのは、そういうのではないと思います。

#### 飯坂委員

あともう一つお願いします。今いろいろお話を伺って思ったのは、私も老人クラブ連合会の役を持っているものですから、問題は健常老人と言われる人です。65歳以上の。これに対する健康意識が非常に高いと。私はそう思っているのですけれども。ただその健常老人に対する、この委員会とは直接関係ないのですが、健常老人に対する予防医学的な、いろいろな教養講座とか健康講座とか行政にいろいろやっていただいております。実質健常老人がもっと健康になれるように、それから層が増えるように、日常の活動、極端なことを言うと、歌う場所に行きたい人には、極端な言い方ですよ、補助を出すとか、そういう健常老人に対する福祉のあり方というのを考えていただければ、もっともこの率は良くなっていくと思いますので、それをまた別の委員会をお願いしなければいけないかなと

思っておりますけど、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

#### 事務局

そうですね。やはりよく河村委員もおっしゃるのですが、介護になる前が大事だというのは委員のおっしゃるとおりなので、これに関しては健康福祉部でやっているようなフレイル予防だけではなくて、教育部でやっているような生涯学習、或いはスポーツ、そういったところ、何か介護にならないような生きがいや、活動を持っていただくということに関しては、全く具体的に何ということではないですが、飯坂委員がおっしゃるとおりだと考えております。お答えとしては、認識は全く一緒です。

#### 河村委員

プラスしての話ですが、日曜日に丁度ロコモコーディネーター研修会という、ストップザロコモ協議会が開くものが、名古屋で研修がありまして、犬山市からも二人参加されてロコモコーディネーターという資格を取られています。こういうところは何をやっているかということ、介護予防のためのロコトレという、ロコモのトレーニングの指導者を育成するための資格を習得するようなもので、ここに出て来ていただいているというのは、犬山市は他の行政よりもずっと進んでいるかと思えます。なかなか行政に声をかけても、本当に全部の愛知県内の行政にも声をかけていますけれども、出て来ないところは全然出て来ないですから。だから犬山市はちゃんと出て来てくれているというところがやはり違うと思えますし、その中で一番のところはロコモフレイルというのですが、足腰が弱って最終的にフレイルになっていくような人たちをいかに予防していくのかということ。それは健康診断など、フレイル検診というのが始まっているので、そこで検診のチェック項目があるのです。ただその中で出ているフレイルを、本来は広域連合が主体となって、フレイル予防というところに繋いでいかないといけないのですが、なかなか全国的に基準がはっきりとしないし、行政の中でフレイルの予防に対してどのように繋げていくかというところがまだまだこれからです。そこがもう少ししっかりとどのような指導になってくるか、またはどういうふうトレーニングして予防していったらよいのかということに道筋がしっかりとしてくればもう少し介護予防に繋げていけるのではないかと思うのです。この辺をほかの部署がしっかりとやってくれば変わってくるのではないかと思うのです。これはこの委員会がやるべきことではないのですが、そういうところの提言をするという面では今後の委員会の役目ではないかと思えます。

#### 井口会長

他にございませんか。

#### 宮田副会長

皆さんからいろんなご意見が出まして、犬山は、私、介護保険の審査会の会長も、介護保険制度のスタートした時点からご縁があって今日まで続けさせていただいておりますけ



れども、介護認定に関しては、県医師会理事の河村先生からお話があったとおり、国がきちんと制度を決めておりますので、我々がそれを操作して、情状酌量みたいなことをするというわけでは決してございません。公正中立に透明性をもってきちっとジャッジを下してきています。審査員の皆さん、いろんな分野の方がお見えになります。保険の分野の方、福祉の分野の方、医療分野と、この3分野からお見えになっていただいておりますけれど、皆さんそれぞれ非常にまじめでよく勉強されて、社会を広く見ることができるお方ばかりではなかろうかと思って、私はそのおかげで今日まで会長職を続けさせていただいているのではないかなと思っております。

今のお話がありましたように、確かに犬山は介護認定率というのが非常に低いのですけれども、やはり皆さん元気な方が多いのです。それはやはり犬山の市民それぞれが、健康まちづくりという形で、個人個人が健康に対しての意識が非常に高いのです。それから今日ここにも行政の方が来ておりますが、健康まちづくり推進委員会というこれともうひとつ別の健康の委員会が、ここは高齢者福祉の委員会ですが、この2つが一体化して、いかにこれからどんどん高齢者が増えてきていますので、高齢になるのはいいのですが年を取ってくればいずれ老いていくわけです。老いていくと必ず、心の老いも来ますし、体の老いも来る。心身の老いが来る。そしてどこかで要介護という形になります。昔のようにピンピンコロリで、50、60であの世に行く時代ならいいのですけれど、100年から生きていけないといけないから、どうしても後期高齢者の75以後になってくると、医学が進歩して生きてはおれるのですが、その方が健康でおれるかというところ、これは話がまた別問題になりますので、老いているのもじわっと、これは会長が専門職で、私が申しあげるのはどうかと思いますが、簡単に申し上げれば、いつの間にやら気づかないうちに老いていくわけです。いつの間にやら要介護になる。要介護になる一歩手前のところで、早く気づいて、そして自分自身の健康に注意をすればまた元気な状態に戻るのですけれども、要介護になってしまうとなかなかもう元の状態には戻らないと。その要介護になるちょっと前と健康から要介護になってくるその途中の段階を、中間段階をフレイルという言葉を使っているのです。犬山においては要介護になる前のフレイルの段階、この方たちをいかに早く見つけて、健康でQOLの高い人生を送っていただくかということで、今健康づくり委員会と、この高齢者福祉委員会とが一体になって犬山市総力を上げて横断的に今対処しております。まだまだ足りないところもありますけれど、いずれにしても少しずつ少しずつ上げてきているのではないかと。そういう意味では犬山は全国でもトップクラスではないかなと。私は眼科医ですけれども目のフレイルもあるのです。アイフレイルという言葉を使うのです。年を取って老いて来ると、目も老いてくるわけです。有名なのは白内障とか緑内障とか黄斑変性とかこういう病気がありますと、やはり視力が衰えてくるわけです。これも自覚がなくて気づいたときはもう末期症状だと。かなり重症化しても気づかないというのが大体フレイルの特徴ですね。糖尿病もそうですけれど。だからそういうものをどうしたらいいかということは犬山市をあげて、やってきておりますので、委員の皆さんも自信をもって対処して、バックアップしてやっていただきたいなとこのように思っております。

もう一言いいですか。先ほど支払い能力の話が出ておりましたけれど、国というのは支

払い能力に応じた負担の仕組みというのを強化しようとしているのですね。新聞を見ますと先月の社会保障審議会において、やはり65歳以上の方のそれぞれ、それなりに裕福な方からできるだけ応分の負担をしていただいて、できるだけ介護保険制度を維持しようかなという考え。どちらにしても財源がないと、いくら口できれいごとを言ってもきりがありませんので、これは非常に財源が必要でないかということです。県内の市町村というのは54自治体があるのだそうですが、犬山市は36位中、上位7位に入っているのです。非常に負担の基準額が低いということも知っておいていただいて、そういう意味で行政もよく頑張っていて、いい考え・スタンスで、今日の話をしてくれたかなと思いますので、井口会長ともまたご相談をする中で、皆さんの意見を今日精一杯踏まえて、基準額の落としどころというものを考えてみたいなと思っておりますので、是非ご一任をしていただきたいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

井口会長

ありがとうございました。他にございませんか。

### 3 その他

- ・コミュニティバスについて

井口会長

それではその他、コミュニティバスについて、説明をお願いいたします。

事務局

防災交通課の伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私の方から少しお時間をいただきまして、12月1日、今週の金曜日からになりますけれども、コミュニティバスの新運行について、ご説明させていただきたいと思ひます。お手元に犬山市の広報8月号をお配りしましたのでご確認させていただきたいと思ひます。2ページをご覧ください。この広報で特集を組ませていただきまして、改正の内容がまとまっておりますので、こちらで願ひします。

まず、1点目としまして朝便の新設と書いてあります。これは、犬山市は東部に山手の地域がございまして、栗栖と今井の地域の中学生の子が、登校時にバスで通学できるように朝1便のみ運行するものでございまして。ちなみに池野地区というのもございまして、池野地区につきましては、現在の現行のものでも通学が利用可能だということで、現在も1～2名、ご利用いただいているというふうに聞いております。

次に3ページをご覧ください。2点目としまして、地域の実情に応じた路線変更ということでございまして。こちらはこれまでに地域から要望書などで寄せられている要望のうち、今回改良可能なものについて、見直しで反映するというものでございまして。青い線が既存の路線でございまして、赤い線が新設路線となります。いくつかの新設のバス停の設置も行っていきます。

続きまして4ページをご覧ください。3ページ目としまして、危険なバス停を解消と書

いてございます。いわゆる危険なバス停というものが、横断歩道や、曲がり角の近くにあるバス停が、既に21か所あるということで、そちらについて今回の移設等で行っている現状の解消を行うというものでございます。下の4点目でございます。全路線における減便です。全路線について1便から3便の減便を行うものでございます。こちらは令和6年の4月、来年の4月から運転手の労働時間等改善のための基準の見直しというものが行われます。報道等でもよく耳にするかと思いますが、いわゆる2024年問題に対応するというものでございます。全国的な運転手問題というのが社会問題となっております。犬山市においても同様な状況でございますが、現在のわん丸君バスの運行本数を確保するためには、運転手の増員というのが必須な状況ではございますが、これが困難な状況であるということで、今回1便から3便の減便を余儀なくされたというものでございます。

最後5ページをご覧ください。その他検討したことを書いてございます。その他に検討したこととしましては、土日の運行だったり、増車による新路線の追加などについて検討はさせていただいたのですが、運転手不足の問題があることだったり、あとはメーカー都合による車両の出荷停止なども今回ございました。そのようなこともあって、今回は見送りということにさせていただきました。一方で3番目のパス券の種類追加というところでございますけれども、現在6か月有効のパス券、いわゆる定期券を販売させていただいているのですが、もう少し短い期間のパス券というものを希望される声もございましたので、12月1日からは3か月有効のパス券というものも販売の方を開始させていただきたいというふうに考えております。12月1日からの新運行についての説明というのは以上になりますけれども、新しい時刻表や、路線図につきましては12月の広報と同時に市民の皆さんに全戸配布ということでさせていただいております。今週の頭から随時広報が配られておるかと思っております。随時お手元に届くと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上で簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

井口会長

どうもありがとうございました。ご質問はございますか。

河村委員

楽田の方、富岡新井線が開通しましたね。あちらの方がすいていて、運行のスピードもいいと思うのですが、全く使われていないのはなぜか。

事務局

犬山市のコミュニティバスは、できるだけいろんな地域を回って、時間はかかってしまうのですが、できるだけ多くの市民の方に利用していただくということで、ちょっと回り道をするような形で路線をそうさせていただいております。ですので、新しい都市計画道路が開通しましたけれど、そちらを使って一気に通ってしまうような路線の設定というのは今回行わずに、これまでどおりいくつかの地域の皆さんを拾って、目的地まで運行するというようなことで進めていきたいと考えています。

#### 河村委員

今の話で、逆を言えば地域の中でぐるぐると巡回するようなものが、よっぽど効率がいいと思うのですが、わざわざ遠い所まで行ってまた戻ってくるというのは逆を言えばそこまで使うような人たちが、数は少ないと思う。利便性というか有効的なところでいくと、あまり利便性ではうまく機能していないのではないかと思います。駅も含めて、地域内で巡回するのも少し考えた方が、効率がいいのではないかと私は思うのですが、これは今後考えてほしいなということで、特に楽田の方なんかだとわざわざ犬山駅まで行く必要があるのか、楽田駅で十分ではないかというふうで、そちらの方の数を増やしてもらった方がよっぽど交通の便はいいのではないかなと思います。犬山の中の街中とは全然違うのでそういう地域性をよく考えていただいた方がいいのではないかと思います。

#### 事務局

ありがとうございます。今のご意見に対する回答になるのかよくわかりませんが、犬山市は現在8台8路線による運行をさせていただいております。今回朝便に2便追加するものですから8台、10路線になります。基本的にすべての路線について、犬山駅と犬山中央病院の方をハブとして、そこを通るようなルートを設定させていただいております。ただ委員がおっしゃるように、楽田地域の方、東部線、西部線2路線あるのですけれども、やはり利用者さんが少ないというところが、今委員がおっしゃられたような要因もあるのかなという気はするものですから、今後の路線の再編とかそういったところには反映していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### 河村委員

先ほどのスーパーの話ではないですが、割とドラッグストアが増えてきて、ドラッグストアに買い物に行くような人たちが増えて、その地域で巡回する方が便利だという声は実際に患者さんからあるので、わざわざ犬山駅の方まで乗ったとしても全然意味がないという声は実際だったものですからちょっとその辺を参考にしてください。

#### 井口会長

他にございますか。

#### 飯坂委員

この場を借りて、富岡と栗栖線、ありがとうございました。バス走行を増やしていただいて、たぶん各施設の利用者もどんどん増えると思いますし、昨日も役員会がありまして非常に良かったなど。ただこの問題がようやく3年目になりますか、ちょっと時間がかかりすぎるかなと。そんなに費用対効果から行くと、費用がかかるわけでもないですから、もうちょっと市民の声をせいぜい長くても2年位には何とかこれからも頑張って実現していただければ、市民から感謝の言葉もたくさん来ているのではないかと思います。今回は

本当にありがとうございました。

井口会長

ほかにございますでしょうか。それでは、本日の議題はすべて終了いたしました。これをもって、閉会したいと思います。事務局、お願いします。

事務局

ありがとうございました。本日はお忙しい中長時間にわたりまして誠にありがとうございました。これを持ちまして本日の委員会を終了いたします。

(閉会)

令和 年 月 日

上記に相違ないことを確認する。

委 員

委 員